

豊川市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

豊川市は本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいる。

私たちは、自然から多くの恵みを受けており、次世代に良好な環境を引き継ぐことができるよう、持続可能な社会づくりをしていかなければならない。

そのため、未来に誇りうる環境都市を実現するために、豊川市環境基本条例を制定（平成21年3月23日条例第14号）し森林資源等の保全に努めてきたが、森林の多くは伐期を控えた人工林で、木材価格の低迷や出材経費の高騰などから放置された状態となっている。木材の利用を促進することは、間伐等の促進や林業、木材産業の活性化につながり、ひいては森林の公益的機能を高めることになる。

このような中、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）が施行され、豊川市の建築物等の整備における積極的な木材の利用を推進するため愛知県が定めた基本方針に即して、「豊川市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定める。

第1 目的

この方針によって、建築物等の整備のために用いる木材の需要を確保することにより、地域の林業や木材産業の振興、森林の整備を促進し、水源のかん養等の公益的機能の発揮、森林の循環や炭素固定による地球温暖化防止、再生産が可能な資源として循環型社会への貢献と、市民に木がもたらすやすらぎと温もりのある安全で快適な生活空間の提供を図り、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

愛知県、豊川市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が豊川市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

（1）建築物木材利用促進制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

（2）建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第3 公共建築物等における木材の利用に関する目標

1 公共建築物の木造化

公共建築物において建築基準法等の法令により耐火建築物とすること、主要構造部を耐火構造とすることが求められるもの（将来において木材の耐火性等に関する技術開発の推進等を踏まえ、木造化が可能と判断される場合を除く。）若しくは用途、安全性、維持管理等により木造化が困難と認められる場合を除き、原則として木造化を図る。木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

2 公共建築物の木質化

公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される場合、内装等の木質化を推進する。

3 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材とは市内又は県内で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明されたものとする。

4 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

5 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

第4 その他木材の利用の促進に必要な事項

1 愛知県・関係団体等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて

総合的に判断する。

適用

この方針は、平成25年2月1日から適用する。

附則

この方針は、令和5年3月1日から適用する。